

# 平成31年度環境活動団体支援事業(募集案内)

環境活動団体(以下「団体」という。)が実施する自然とのふれあいや自然環境保全等の活動を通じて、子どもたちや地域住民等が、自然のすばらしさや大切さを実感し、自然共生型の地域づくりを推進するとともに、環境に配慮した行動がとれる子どもたちや県民を育成することを目的として、団体の事業に必要な経費の一部を助成します。

## <1>助成対象となる団体

- (1) 県内に活動拠点を有し、かつ県内で活動していること。
- (2) 組織の運営に関する規定を有していること。
- (3) 活動歴が1年以上であること。ただし、任意団体が法人化した場合は、法人化前の活動期間を含む。
- (4) 政治的、宗教的及び商業的宣伝活動を行っていないこと。

## <2>助成対象となる事業の内容

事業は次のいずれかに掲げるものであって、特定のフィールドで将来にわたって継続的に行われるものを対象とします。

- (1) 野生動植物の保全等
  - ① 野生動植物の保護・増殖
  - ② 野生動植物の生息・生育地の保全等
- (2) 自然環境の保全・再生
  - ① 河川・海岸等の環境保全
  - ② 里地・里山の保全 等
- (3) 自然とのふれあい
  - ① ビオトープ等の自然とのふれあいの場づくり
  - ② 自然環境学習会(観察会等)の開催 等



野生動植物の生息・生育地の保全  
(アサギマダラおいでませ作戦)



里地・里山の保全

※ 事業は、こども(高校生以下)の参加者が原則として5名以上であり、年間2回以上の実践活動(環境学習を含む)を行うものとしてします。

## <3>助成限度額及び対象経費

- (1) 1事業に対する助成限度額は20万円とします。
- (2) 対象となる経費は、事業の実施に必要な、材料・道具・燃料・種苗等の購入費、機材・会場の借上げ費、外部講師謝金等とし、懇親会費、飲食費、恒常的な人件費および運営費等、事業の実施に必要と認められない経費は助成対象外とします。
- (3) 当該事業の実施について、行政機関等から補助金又は委託金等の助成を受けていないこと。

## <4>申請等

助成事業に応募する団体は、平成31年5月14日(火)までに申請書を環境学習推進センターに提出してください。助成が決定した団体には決定通知書を6月中旬までに通知します。

### ◆ お問い合わせ・申請書請求先

公益財団法人山口県ひとづくり財団 県民学習部 環境学習推進センター

〒754-0893 山口市秋穂二島1062

TEL 083-987-1110 FAX 083-987-1720

E-mail kankyo.c@hito21.jp URL <http://eco.pref.yamaguchi.lg.jp/learning/>

※ホームページに詳細を掲載しますので、申請書をダウンロードしてお申込みください。(4月以降)